

Actus Newsletter

平成27年3月決算以降の税務申告のポイント



3月決算法人の税務申告時期になってきております。昨年の平成26年度税制改正の内容は、平成26年4月1日以降開始の事業年度から適用される項目が多く、この3月決算法人から初適用となるものがあります。今回の税務申告で注意すべき内容をここで確認しておきましょう。なお、3月決算以外の法人においては、これから行う税務申告にあたってのポイントとなります。

■ 生産性向上設備投資促進税制の適用

生産性向上設備投資促進税制は、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、一定金額以上の生産性向上設備への投資を行った場合に、「特別償却(即時償却)」又は「最大5%の税額控除」が選択適用できる減税措置です。なお、即時償却は、平成28年3月31日までに取得し、事業供用した分までの適用となり、その後は50%の特別償却(建物又は構築物については25%)となります。

【3月決算法人のポイント】

○即時償却を選択する場合、取得価額の全額を費用として計上すると、損益計算書の利益が大きくゆがむこととなります。**損益計算をゆがめずに即時償却できる方法は、特別償却準備金を積み立てる方法**となります。
○税額控除5%を選択する場合、法人税額の20%が限度となります。限度額を超える金額は、切り捨てになります。**設備投資額が大きい場合、税額控除額が多額になり、限度を超えてしまうこともあります。**切り捨てにならないかの確認が大切です。
○この税制では、**即時償却と税額控除を「設備単位」で使い分け**することができます。税額控除を選択し、限度額に達するような場合、使いきれなかった設備分は即時償却の対象とすることも検討してみましょう。

■ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

中小企業投資促進税制は、平成10年より適用されている制度で、中小企業者などが新品の機械及び装置などを取得等して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、「特別償却30%」又は「税額控除7%」(資本金3,000万円以下の法人等)が選択適用できる制度です。

この制度の対象となる資産が、**生産性向上設備投資促進税制の要件を満たす資産**である場合、従来の中小企業投資促進税制にさらに上乗せして、特別償却又は税額控除がとれることとなります。

【3月決算法人のポイント】

○税額控除においては、生産性向上設備投資促進税制と異なり、税額控除限度超過額の1年間の繰り越しが認められています。適用要件である明細書等の添付を忘れずに行いましょう。

■ 所得拡大促進税制は2年目の適用

所得拡大促進税制は、基準事業年度と比較し2%~5%以上給与等支給額を増加させた場合、一定の要件のもと、その**支給増加額の10%の税額控除**ができる減税措置です。

なお、ここでいう一定の要件は、以下の3つの要件となります。

1. 基準事業年度と比べて給与等支給額が一定割合以上増加していること
2. 前事業年度と比べて給与等支給額が増加していること
3. 前事業年度よりも平均給与等支給額が増加していること

【3月決算法人のポイント】

○3月決算法人で、前年の申告では適用がなかったが、平成26年税制改正後の要件にすると適用が受けられる場合、遡及して平成27年3月期に上乗せすることができます。**前年度において適用がなかった場合でも、遡及適用があるかの確認をすることが大切です。**

■ 交際費の損金不算入制度の見直し

交際費の損金不算入制度は、交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金算入されることになりました。中小法人については、接待飲食費の50%損金算入と、年800万円までの定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用できます。

ポイントとなる飲食費用についての取扱いをまとめると次のようになります。

飲食費	交際費取扱い
① 社内飲食費(もっぱら法人の役員、従業員などに対する接待等のために支出する飲食費)	全額損金不算入
② 1人当たり5,000円以下の飲食費(①を除く)	損金算入
③ 上記①②以外の飲食費	支出する費用の50%が損金算入
④ 新年会や忘年会、歓送迎会などの飲食費用	もっぱら従業員の慰安のために行われるもので、通常要する費用程度のものは、「福利厚生費」として損金算入

【3月決算法人のポイント】

- 社内飲食費を50%損金の飲食費として集計する誤りが多く、注意が必要です
- 飲食費は、帳簿書類に年月日、飲食店名、参加者氏名等の内容を記載し、保存する必要があります。

■ 消費税について

消費税は平成26年4月1日の取引から8%に税率の引上げが行われております。増税時に、経過措置が手当てされますが、経過措置は任意適用ではなく「強制適用」となりますので注意が必要です。経過措置の適用を受ける取引に関して、適正な税率での経理処理がなされているか確認をお願いします。

【3月決算法人のポイント】

- 3月決算法人においては、経過措置を除いては、そのほとんどの取引が8%取引になると思われます。
- 仮に決算内容が前年と全く同じであったとしても、消費税の申告納税額は前年に対して1.6倍(8%÷5%)となる計算になります。
- また消費税の中間納税額は、前期の5%実績に基づいて納税していることが多いでしょうから、その結果として確定申告での納税額負担額が多い結果となります。消費税納税額の資金繰りには注意が必要です。

■ 復興特別法人税の廃止

平成24年4月1日から法人税額に10%の税率で課税されていた復興特別法人税は平成26年3月期を最後に廃止されました。平成27年3月期からは発生しません。

利子や配当に課せられる**復興特別所得税は、法人税の額から控除**されることになり、控除しきれない金額は還付されることとなります。

【3月決算法人のポイント】

- 所得税額と復興特別所得税額の合計を別表六(一)「所得税額の控除に関する明細書」で控除しているか確認します。



アクタス 税理士 法人

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp> 【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F

TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331

TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105

【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070

TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683